

テーマ1：安心して子どもを産み、育てられる社会の実現

急速な少子化が進行する一方、子育てに対するニーズが多様化する中で、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長できる環境の整備に努める。

男女を問わず子育てに参画し、女性も社会の中で大きな役割を担える社会の実現を目指した子育て支援の充実を図るため、地域・企業・行政が一体となって取り組みを進める。

現状と課題

全国的な少子化が進行する中で、本市における合計特殊出生率は1.36（平成19年度）と、全国平均1.34をやや上回るものの、今後の人口動態を見ると2005年には15.1%であった年少人口（14歳以下）が、2035年には11.3%になると予想されている。

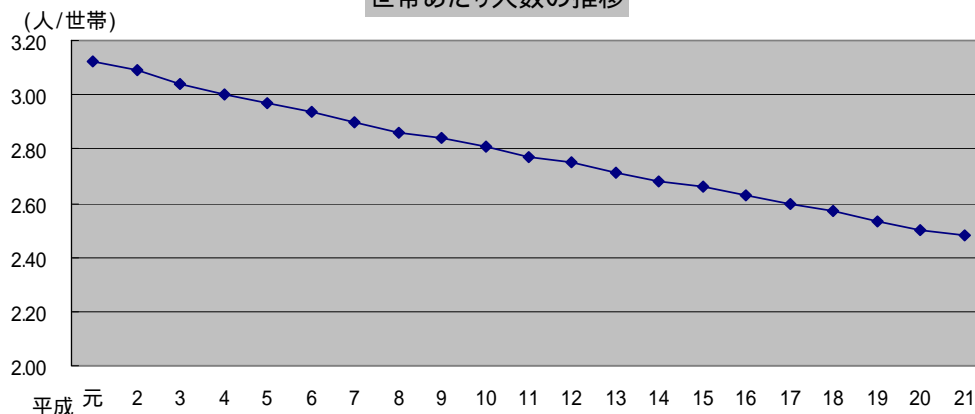
一方、女性の就業率は47.9%（平成17年）と、およそ2人に1人が仕事を持つ中で、子育てに対するニーズは多様化しており、市政アンケートにおいても「保育サービスの充実」は、市民から特に求められている施策として期待度が高くなっている。また、男女を問わず仕事と子育てが両立できる環境を創出することも必要で、このことは今後、超高齢社会となる中での仕事と介護の両立などにもつながる重要な課題である。

また、1世帯あたりの人数の推移を見ると、平成元年の3.12から平成21年には2.48と急速な核家族化が進行しているほか、離婚や未婚の母の増加によるひとり親家庭も増加している。加えて、地域の連帯感が希薄化している現状においては、育児が孤立する可能性が高く、子育てへの負担や不安を感じている保護者に対して適切なアドバイスができる体制も必要である。そのため、現在保健・福祉・教育の分野でそれぞれに設けられている子育てに関する相談窓口については、お互いの連携体制をさらに強化することが必要である。

特に、障害のある子どもの成長と自立への支援や虐待の防止など、何らかの支援が必要な子育て家庭に対しては、相談体制のほか、適切に支援をしていける体制の整備が求められている。

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ成長していけるよう、また、子育て中の保護者のさまざまな不安や悩みを着実に軽減していける仕組みづくりを行うことが必要である。

世帯あたり人数の推移



リーディングプロジェクト

（保育サービスの充実）

通常保育のほか、延長保育、休日保育、病児保育などの保育サービスについて、官民の役割分担も含めた検討を行い、保護者のニーズに対応した保育メニューを提供するとともに、認可外保育所に対する支援や企業内での保育所設置にかかる支援（財団等の補助メニューの紹介や斡旋など）など、保育を必要とする児童が適切に保育サービスを受けることができるよう、さまざまな場面におけるサービスの充実に努める。

（学童保育サービスの向上）

放課後の児童の居場所づくりとしての学童保育について、各所の特色ある運営方針を活かした保育内容の充実を促進すると共に、未設置の校区での設置や大規模化する保育所の適正規模化を図るため、遊休化する公共施設や民間施設の活用も視野に入れた支援について検討を行う。

（働く保護者への社会環境の整備）

男女がともに仕事と生活のバランスのとれた生き方が選択できる社会となるよう、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を普及啓発するとともに、企業への働きかけとして、育児休業制度などについて男女を問わず活用できる環境づくりを促進する。

また、社会全体で子どもを育てるという観点から、地域で子どもの育ちを支援し、見守ることのできる環境づくりを進める。

さらに、父親がより積極的に子育てに参画できる社会を実現するため、各種研修事業等を積極的に展開するとともに、学校や市民活動団体などと連携し、父親の子育て参画企画を充実させる。

（相談体制の充実）

子育ての不安についてワンストップで相談対応できるようなシステムを確立するとともに、子育て情報を一元的に発信できる拠点づくりを行う。さらに、子育てに関する施策を総合的に企画・立案する機能を充実することで、例えばひとり親家庭に対する支援や発達障害、虐待など、何らかの特別な支援が必要な家庭に対し、保健・福祉・教育の分野が連携して、発生予防から子どもの自立に至るまで、各段階における支援を継続的に実施する体制を確立する。

テーマ2：地域で安心して生活できる環境づくり

高齢者や障害者、子どもなどが安心して地域で生活できる社会を実現するため、これまでの公的な福祉サービスの基盤を維持しつつ、今後は地域住民やNPO、市民活動団体などが互いに支えあう、自助、共助のまちづくりに向けた地域福祉体制の確立が必要となる。また、保健・福祉・医療の分野の連携による地域医療の充実とともに、より質の高い医療を効率的に提供できる体制づくりを進める。

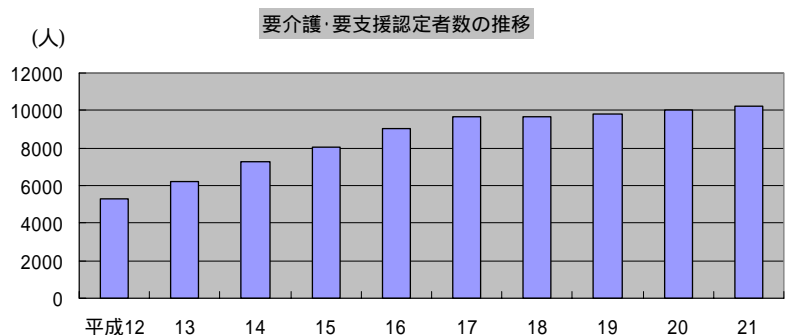
現状と課題

本市では、2005年に56,645人であった65歳以上人口が、2035年には87,938人と3万人以上増加、なかでも75歳以上の人口は23,958人から49,247人と倍増する一方、15歳～64歳の生産年齢人口は、2万人以上減少することが予測されている。こうした中、介護保険の要介護・要支援認定者は10,231人（平成21年度8月現在）で年々増加しているほか、障害者手帳保持者も身体・知的・精神のいずれにおいても年々増加しており、その年齢、障害の種類、程度、特性なども多様になってきている。また、単身や夫婦2人世帯などの高齢者世帯や核家族も増加しており、家族での助け合い、支えあいの機能が低下してきている現状がある。

このように、地域で生活していくうえで、何らかの支援が必要な人は増加する一方、介護や支援をする側の担い手は減少していく中で、家族の介護疲れや老老介護の限界など、さまざまな課題が顕在化している。こうした課題に対し、地域福祉の核となる拠点機能の充実・強化を図るほか、地域における人間関係の希薄化が進む中で、旧来の地域型コミュニティを維持・拡充することによる地域福祉力の向上が不可避である。

一方で、高齢者の中にはこれまでの知識や経験を生かして、何らかの形で地域社会に貢献したいと思っている人もおり、こうした力を地域福祉の推進力として活用し、支援を必要とする人たちのニーズとのマッチング機能を充実させることも必要である。

また、地域で安心して生活するためには、医療体制が充実していることも必要であり、特に今後の高齢社会において、最後まで充実した人生を全うするためには「どこで治療を行い、最期を迎えるか」が大きな命題といえる。現在、市内において在宅で亡くなる方の割合は15%に満たないが、全国的な調査では半数以上の方が最期を自宅で過ごしたいと希望しているという結果もある。在宅医療・在宅福祉の推進を中心とした地域医療体制を確立するためには、地域の医療機関の役割分担と福祉の現場との連携促進やかかりつけ医の必要性の啓発の一方で、療養生活を支える家族への支援体制を整えることが重要な課題である。



リーディングプロジェクト

(地域福祉をサポートする機能の充実)

本市では、高齢者福祉の第1相談窓口として在宅介護支援センターが各地区で機能しているが、今後は、地域包括支援センターや在宅介護支援センターを障害者等も含めた総合的な地域福祉力向上の拠点として、機能を充実させるとともに、今後さらに重要視される在宅医療・在宅福祉の充実のため、地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターと医療機関や訪問看護ステーションなどのネットワークを強化し、福祉の拠点における医療のバックアップ体制の整備を推進する。

(地域医療体制の整備)

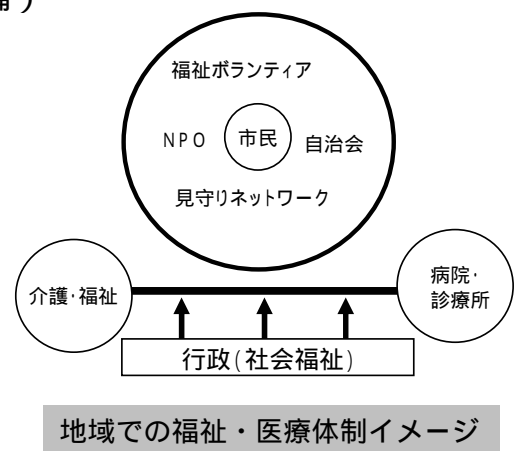
地域で安心して医療サービスが受けられるよう、在宅医療を中心とした地域医療体制の整備を進める。例えば、在宅での療養生活を可能な限りサポートできる体制を目指して、民間の訪問医療に対する医師の充実支援や訪問看護の充実、病院と診療所の役割分担の明確化と継ぎ目のない連携、介護保険や障害者福祉制度など福祉部門との連携強化、緩和ケアの推進など、在宅医療の充実に向けた課題解決への取り組みに努める。

また、市立四日市病院と三重県立総合医療センター、四日市社会保険病院の三つの病院は、本市にとって重要な基幹病院であり、総合的かつ効果的に地域の医療水準を高められるよう、各病院の優れた専門分野を最大限有効活用できるシステム構築を行い、さらなる連携強化を進める。その他、救急医療の充実強化に努めるとともに、医師や看護師の確保などに取り組み、地域の医療機関や医師会など関係医療機関、四日市看護医療大学など養成機関、県などと連携し、地域医療体制の充実を図る。

一方、受診する側の市民の意識改革も必要なため、安心して日ごろから相談できる、かかりつけ医を普及・定着させ、かかりつけ医の利用を促進するとともに、訪問診療を行っている医師の広報など、地域医療の実情について広く周知できるシステムを確立する。また、在宅での介護や看護を担う家族の負担や悩みを軽減できる相談体制の確立を目指していく。

(地域福祉ボランティアを推進するための基盤整備)

自助・共助による地域福祉を確立するため、自治会、NPO、ボランティアなど多様な主体が関わる新しい公共による、地域での見守りや助け合いのためのボランティア活動を支援し、その核となる人材育成やコーディネーターの養成、組織づくりの支援を検討する。その上で、高齢者や障害者、子育て中の保護者など支援を必要とする人と支援したい人をマッチングさせる仕組みづくりなど、地域福祉力を高める取り組みを行う。



テーマ3：子どもから高齢者まで元気で暮らせる健康づくり政策

誰もが健康に生涯を過ごすことができるよう、身体と心の健康づくりを総合的に行うことにより、自立した生活を支援する。

生涯を通じた健康づくりの促進、心身ともに健康で暮らせる「食」の再認識、こころの健康づくり支援体制の充実などを進める。

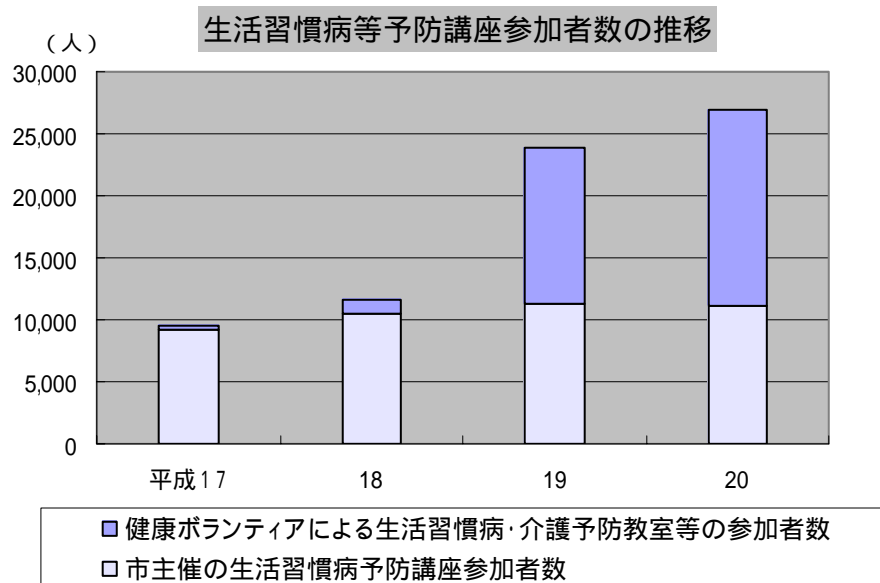
現状と課題

誰もが生涯を健康に暮らすためには、市民一人ひとりが自ら健康管理を行い、病気になりにくい生活習慣を持つことが何よりも必要である。

市内では、平成20年度特定健診の受診者のうち、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合が29.9%と、受診者の3人に1人になっており、生活習慣病の予防は、がんの予防や今後の高齢社会における医療費削減にも関連する重要な健康課題となっている。課題解決のためには、市民自らの意識の向上が必要であり、現在、市で実施している健康教室の実施や自己管理のための情報提供のほか、今後は地域の身近なところで、あらゆる年齢の人が健康づくりの意識を高めることのできる情報提供の充実と機会の拡大が求められる。

一方、食生活への意識の向上も生涯を健康に過ごす重要な要素であり、「四日市市食育推進基本計画」に基づき、全市的に食育を進めることで食や栄養に対する意識を高め、食生活を見直すことも取り組むべき課題である。

また、「ストレス社会」といわれる現代において、心の不調に悩む人も少なくない。精神疾患については、生涯を通じて5人に1人はかかるとも言われているほか、市の開設する「こころの相談窓口」における平成20年度の相談件数は延べ694件に上がっているのが現状である。精神疾患について、早期発見し確実に治療につなげるとともに、心の病に関する意識の向上と偏見をなくし、家族や身近な地域社会などにおいても小さな心の変調に気付き、相談できるようにすることが課題である。



リーディングプロジェクト

（生涯を通じた健康づくりの促進）

健康体操や食に関わる活動など、健康づくりを目的として活動している市民団体は多く、地域に健康づくりを広めるためには、市民、地域、行政の役割分担とともに、こうした市民団体との協働が不可欠である。その観点から、市の健康づくり事業や出前講座などを市民団体と協働で実施していくほか、地域での公民館活動の一環としてヨガやウォーキングなどの自主的なサークル活動との連携をバックアップすることで、自主的活動の活発化を促進する。

また、特に生活習慣病予防対策が必要な40代～50代の人への働きかけとして、企業へ向けた出前講座の実施や健診の受診率向上に向けた啓発や企業独自の取り組みの促進など、働く世代の健康づくりを充実させる。

（食を通じた健康づくりの促進）

生涯にわたって健全な心身を培うため、栄養バランスのとれた正しい食生活の知識や実践方法の普及・啓発を行う。

食生活の基礎ができる小中学生に対して、学校給食を通じて正しい食習慣やバランスの取れた食事の大切さを知らせるとともに、その知識や経験を家庭へと波及させることにより保護者にもその重要性を啓発する。また、地元食材をできる限り活用し、地域で収穫された安全で安心な食材にふれる機会を積極的に提供していく。

また、「早ね・早起き・朝ごはん」運動や高齢者への食の教室などを通じた食育事業を充実させるとともに、あらゆる世代が正しい食生活を実践できるよう、事業所や給食施設などに対し、喫食者への正しい食生活の啓発や健康に配慮したメニューの提供を奨励するなど、食を通じた健康づくり促進策を検討する。

（心の健康づくり支援体制の充実）

精神疾患を持っている市民が早期に受診行動がとれるよう市の相談体制の充実、支援を図る。また、若年者の精神疾患予防については、健康、教育部門の連携を図るほか、医療機関等の早期支援の体制を整える。さらに、自殺予防も視野に入れた市民のこころの健康の保持・増進を図るため、こころの健康講座等を開催することで正しい知識の普及啓発を行う。

テーマ4：人権が尊重される社会の実現

「人権の世紀」といわれる21世紀を迎え、社会を構成するすべての人の個性が重視され、人権が尊重される社会の実現を図る。

現状と課題

本市では、人権意識の高揚に向けた取り組みのため1992年に「人権尊重都市」を宣言しているほか、「四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすことを目指す条例」の制定や「よっかいち人権施策推進プラン」の策定など、人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みを多く行っている。しかし、同和問題をはじめとして、障害者や高齢者、子どもなどの社会的弱者の人権が十分に尊重されている社会とは言いがたく、また外国人市民との共生の問題も残されている。

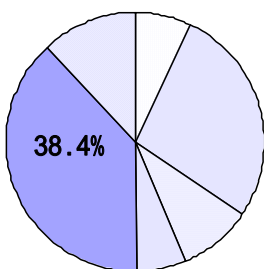
2009年度市民人権意識調査によると、人権について関心があると答えた人は5割を超えており、人権意識の高まりは見られるものの、人権とは何かについて正確に理解していると答えた人は3割に留まっている。また、学校や職場、地域において人権が尊重されているまちだと思うかという問いに対しては、「わからない」と回答する人が多く、関心はあるものの正確な知識や判断材料を持ち合わせているとは言いがたい現状がある。

こうした中で、市内においては車椅子やベビーカーがスムーズに通行できる動線が確保されていないなどのハード面でのバリアが存在している。また、DV（配偶者などからの暴力）（一時保護H18:5件 H20:13件）児童や高齢者（特に認知症の高齢者）への虐待などの人権侵害事例も発生しており、これに対して子ども虐待防止ネットワーク会議や在宅介護支援センターなどの高齢者見守りネットワークによる見守り活動などを行っている。

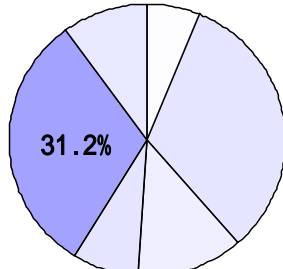
今後は、現在行っている人権啓発の充実に加え、高齢者、障害者や子どもなどに対して、身近なところで虐待につながるような案件を発見し、防止につなげていけるような見守り体制をきめ細かく築いていく必要がある。

また、こうした人権問題に対応するためにさまざまな相談窓口が設けられており、人権擁護委員や民生委員・児童委員なども含めた、各窓口間の連携の確立や専門化する相談への対応が可能となるよう、相談の体制強化が必要である。

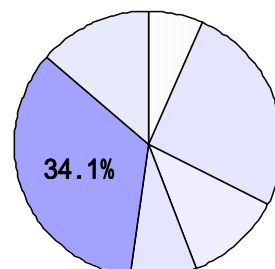
学校で人権が尊重されているまち
だと思いますか



地域で人権が尊重されているまち
だと思いますか



職場で人権が尊重されているまち
だと思いますか



- そう思う
- どちらかというと思う
- どちらかというと思わない
- そう思わない
- わからない
- 不明

（注）上記グラフは一次集計の結果であり、確定した数値ではありません

リーディングプロジェクト

(人権教育・啓発推進プログラムの策定と実施)

全ての人自分らしい生き方のできる社会を実現するため、各地区で同和問題をはじめあらゆる人権課題に関する正しい知識の普及と人権意識の高揚を目的とした人権啓発活動が展開される体制づくりを進める。

現在、各地区で組織されている人権・同和教育推進協議会の活動をより拡大・発展させるため、リーダー的存在の人材育成を図るシステムを構築するとともに、さまざまな学習プログラムを用意し、協議会の自主・自立の活動を支援していく。

(バリアフリーに向けたきめ細かい対応)

障害者や高齢者、子育て世代などにとって快適に生活できるまちを実現するため、既存の公共施設や道路、公園、建築物などにおいて、バリアフリー化に取り組むべき箇所のリストアップと優先的に着手すべき箇所についての整理を行う。その上で、例えば、車椅子の通行に支障の生じる小さな段差やバス停における乗り込み困難な場所などについて、交通事業者などとも連携しながら、小さな箇所であってもできるところからバリアフリー化することで、きめ細かな対応を実現する。

また、新たに施設整備や大規模な施設改修などを実施する際には、事前に障害者団体などから意見聴取できるシステムづくりを行い、その実施について民間事業者などにも働きかけながら、ユニバーサルデザインのまちづくりを実現する。

(虐待防止に向けた取り組み)

児童や高齢者への虐待、DVなど、さまざまな精神的・身体的暴力を防止するため、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」などの取り組みのほか、子ども虐待防止ネットワーク会議や若い世代に向けてのDV予防啓発、その他高齢者見守りネットワークによる見守りなど、早期発見・早期対応につながる体制を強化するとともに、虐待防止や被害者の救済につながる情報提供を推進する。